

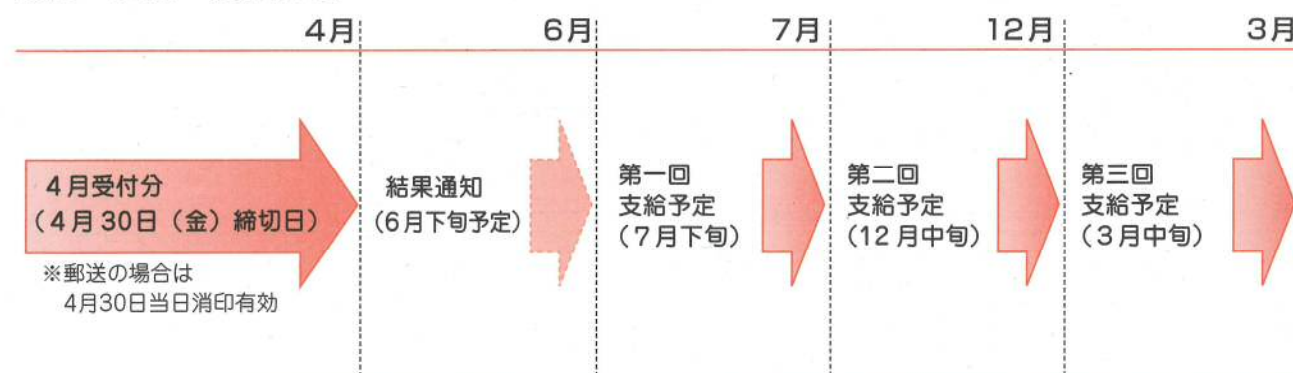
申請～支給スケジュール

申請 品川区教育委員会事務局学務課あてご提出ください。学校での受付は行いません。郵便またはご持参ください。
(郵送事故がご心配な方は、簡易書留等のご利用をおすすめします。)

申請受付期間 申請書配布後より **4月30日(金) 締切** (学務課窓口提出分)
(ただし、郵送の場合は4月30日当日消印有効)

4月30日(金)以降、翌年2月1日(火)まで随時申請受付しますが、**申請月分からの支給となります。**また、支払時期が遅れる場合があります。

受付・通知・支給予定



※振込口座は学校届出の学校納付金口座です。
※学校納付金を滞納している場合は、援助費を学校長口座に直接振り込みます。

◆所得超過で不認定となった方で、現在の所得が、失業、倒産、疾病等で昨年に比べ所得が大幅に減少し認定基準に満たないというご事情がある場合は、下記までお問い合わせください。

◆品川区以外にお住まいの方は対象となりませんので、お住まいの区市町村の教育委員会へご相談ください。

【提出・問合せ先】

品川区教育委員会事務局学務課学事係

〒140-8715 品川区広町2-1-36 防災センター・第二庁舎7階

TEL 03-5742-6828 (直通)

受付時間 8:30～17:15 (土・日・祝を除く)

本誌は再生紙を使用しています。

保護者のみなさまへ

令和3年度就学援助のお知らせ

品川区教育委員会

学校でかかる費用の一部を援助します

品川区では、学校生活を円滑に送れるよう、学用品費や給食費などの援助をしています。就学援助を希望される方は申請書に必要な事項を記入して、教育委員会事務局学務課までご提出ください。〈提出締切:学務課窓口4月30日(金) / 郵送4月30日(当日消印有効)〉

なお、令和2年度に認定された方や新入学学用品費の入学前支給を受けた方も改めて申請が必要です。(毎年申請が必要です。)

援助の対象となる方

品川区に住所があり、公立小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校(前期課程)に在学する児童・生徒の保護者で①②のいずれかに該当する方

- ① **現在、生活保護を受けている方**
- ② **昨年の所得が下記の所得に満たない方**

所得とは・・・

令和2年1月1日から12月末までの期間の収入のうち給与所得者は源泉徴収票の給与所得控除後の金額、事業者は収入額から必要経費を引いた額です。

(この表は、令和2年度に認定となった世帯の所得上限をめやすとしてお示ししています。世帯所得が「所得上限のめやす」の範囲内であっても認定されない場合があります。)

世帯の人数	所得上限のめやす	世帯の人数	所得上限のめやす
2人	約271万円～約298万円	5人	約417万円～約523万円
3人	約321万円～約385万円	6人	約466万円～約589万円
4人	約361万円～約453万円		

- ※1 所得上限は世帯の構成員の人数により変わります。
- ※2 世帯の人数が同じにもかかわらず、所得上限に幅があるのは、その世帯の年齢構成により差が生じるためです。
- ※3 保護者が単身赴任しているとき、親族を遠隔地で扶養しているときなどは世帯の構成員に含めません。

審査には世帯全員の所得を確認する必要があります。

- ①令和3年1月1日現在品川区にお住まいの方は、申告を済ませてあれば課税証明書の提出は不要です(住民税が給与天引きされる方を含む)。6月に学務課で確認いたします。
- ②世帯のうちお一人でも収入状況が確認できない方がいると認定できません。まだ申告がお済でない方は、至急区役所4階税務課または税務署で申告をしてください。